

うなぎ稚魚漁業の許可の基準 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。</p> <p>(許可をしない場合)</p> <p>第3条 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。</p> <p>ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶</p> <p>イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。</p> <p>(許可をしない場合)</p> <p>第3条 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。</p> <p>ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶</p> <p>イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許</p>

新	旧
<p>可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けていた者（<u>漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかった者を除く。次項において同じ。</u>）が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。</p> <p>2 前年に当該漁業の許可を受けていた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。</p> <p>(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者</p> <p>(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者</p> <p>(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者</p> <p>附 則 この基準は、令和5年9月27日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この基準は、令和6年9月30日から施行する。</u></p>	<p>可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。</p> <p>2 前年に当該漁業の許可を受けていた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。</p> <p>(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者</p> <p>(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者</p> <p>(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者</p> <p>附 則 この基準は、令和5年9月27日から施行する。</p>

新					旧				
別表					別表				
優先順位	(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者	(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者	備考	優先順位	(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者	(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者	備考
1	○	○	○	—	1	○	○	○	—
2	○	○	×	—	2	○	○	×	—
3	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号についての適格性の基準に定める漁業に関する法令及び労働に関する法令の違反に係る累積の合計点数の低い者を優先することとする。	3	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号についての適格性の基準に定める漁業に関する法令及び労働に関する法令の違反に係る累積の合計点数の低い者を優先することとする。
4	×	○	○	—	4	×	○	○	—
5	○	×	×	上記注1と同様	5	○	×	×	上記注1と同様
6	×	○	×	—	6	×	○	×	—
7	×	×	○	上記注1と同様	7	×	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	上記注1と同様	8	×	×	×	上記注1と同様

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。